広島市消防団活性化計画推進本部
検討報告書

令和７年（2025 年）３月

目次

第１章　検討の経緯、体制及び方法等
第１節　検討の経緯
第２節　検討体制及び方法等
１　検討体制
２　検討内容
３　検討方法
４　推進本部
５　ワーキング会議

第２章　検討内容の詳細
第１節　推進本部・ワーキング会議であった意見と意見を踏まえた対応骨子等
第２節　対応案のとりまとめ
１　広島市消防団体験入団制度の創設
２　消防団活動の負担軽減（こども連れでできる消防団活動の整理）
３　分団による女性消防隊の活動支援制度の創設
４　より実践的なペア訓練にするための見直し
５　分団指導員向けの指導テキストの作成
６　マイスター制度認定要件の見直し
７　女性消防団員の分団配置についての議論
８　地域貢献制度の積極的活用

第３章　広島市消防団を活性化するための事業

第４章　消防団貸与被服の見直し
第１節　品目等の見直し
第２節　女性消防団員の短靴の見直し

参考資料
１　広島市消防団活性化計画に掲げる各種事業の検証結果と課題解決の方向性
２　広島市消防団活性化計画推進本部設置要綱

第１章　検討の経緯、体制及び方法等

第１節　検討の経緯

平成２６年１２月に策定した広島市消防団活性化計画（以下「活性化計画」という。）は、策定後おおむね１０年経過することから、より現状の課題解決に即した事業となるよう、広島市消防団活性化計画見直し検討会を設置した上で検討を進め、令和６年３月に見直し案を取りまとめました。

この見直し後の活性化計画に規定される取組を推進するため、具体的な事業内容を検討することとしました。

また、限られた予算の中で、活動に必要な被服を貸与するため、貸与被服の品目等を見直すこととしました。

第２節　検討体制及び方法等

１　検討体制

活性化計画に掲げる各種事業を計画的かつ着実に実施するために平成２７年３月に設置された、「広島市消防団活性化計画推進本部」（以下「推進本部」という。）で議論・検討を行いました。

２　検討内容

⑴　具体的な事業内容の検討を要する活性化計画の規定

ア　入団に繋がるであろう人に届く認知度向上に向けた取組

イ　消防団活動の負担軽減

ウ　より実践的なペア訓練にするための検討

エ　分団指導員向けの指導テキストの作成

オ　マイスター制度の認定要件の見直し

カ　女性消防団員の分団配置についての議論

キ　今まで以上に地域との連携を強化するための取組

ク　今まで以上に地域に溶け込んだ火災予防広報や応急手当指導などの活動の実施

ケ　小学生等への防火防災教育の推進

⑵　消防団員貸与被服品目等の見直し

３　検討方法

⑴　推進本部会議では、まずグループワーク（ブレーンストーミング（※））を行い、そこで委員から出た様々なアイデアを基に具体的な取組について議論の上決定した内容を基本として、具体的な内容の検討を行いました。

（※）複数の人が集まって自由にアイデアを出し合い、創造的な発想を促進するための手法。批判や評価を一時的に避け、多くのアイデアを引き出すことを目的としている。

⑵　上記２のうち「⑷分団指導員向けの指導テキストの作成」については、広島市消防団活性化計画推進本部設置要綱第６条の規定により分団指導員テキストワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置し、具体的な内容の検討を行いました。

４　推進本部

⑴　検討委員～２５人

ア　男性の消防団員～８人
　副団長～２人、分団長～２人、部長～２人、団員～２人

イ　女性の消防団員～８人
　分団長・副分団長～２人、部長・班長～３人、団員～３人

ウ　消防職員　　～９人
　消防団室長、各消防署の消防団事務担当職員～８人

⑵　推進本部の開催状況と検討内容

ア　第１回　　令和６年５月１４日（火）
　情報共有　　広島市消防団活性化計画推進本部会議について
　議　　題　　ワーキング会議の設置について
　グループワーク　消防団員を確保するために必要なこと

イ　第２回　　令和６年６月１１日（火）
　検討事項　　推進本部会議（第１回）であった意見と今後の検討方法等
　グループワーク　⑴　今まで以上に地域に入り込み消防団を知ってもらい、また、信頼感を高めるために必要なこと（１班）
　⑵　共働き世代、仕事や家事が忙しい人など自分のための時間がとれない人が無理なく消防団活動を継続できるようにするために必要なこと（２班）
　⑶　女性消防隊の活性化に必要なこと（３班）

ウ　第３回　　令和６年７月３１日（水）
　検討事項　　⑴　今後の検討方針
　⑵　検討を進める事業内容（骨格）
　グループワーク　「検討を進める事業内容（骨格）」の変更提案、新規提案や追加提案等

エ　第４回　　令和６年１０月２４日（木）
　情報共有　　「検討を進める具体的な取組（骨格）」に関する意見
　（第３回推進本部会議時）
　議　　題　　消防団員貸与被服品目等の見直しについて
　検討事項　　具体的な取組内容の検討
- 広島市消防団体験入団制度の創設
- 消防団活動の負担軽減（こども連れでできる消防団活動の整理）
- 分団による女性消防隊の活動支援制度の創設
- より実践的なペア訓練にするための見直し
- マイスター制度認定要件の見直し
- 女性消防団員の分団配置についての議論
- 地域貢献制度の積極的活用

オ　第５回　　令和７年２月３日（月）
　　報告事項　　分団訓練指導員テキスト案
　　議　　題　　消防団員貸与被服（女性消防団員の短靴）の見直し
　　情報共有　　⑴　推進本部会議（第４回）であった主な意見
　　⑵　消防団長連合会第３回定例会であった意見
　　検討事項　　⑴　意見を踏まえた変更案
　　⑵　広島市消防団活性化計画事業・取組一覧
　　⑶　広島市消防団活性化計画推進本部検討報告書案

５　ワーキング会議

⑴　会議委員～１７人
ア　市訓練指導員（各団から１人）～８人
イ　分団訓練指導員・女性訓練指導員（各団から１人）～８人
ウ　消防職員～１人

⑵　推進本部の開催状況と検討内容
ア　第１回　　令和６年６月２４日（月）
　　情報共有　分団指導員テキストワーキング会議について
　　検討事項　分団指導員テキストのコンセプト等について
イ　第２回　　令和６年８月２７日（火）
　　情報共有　第１回ワーキング会議における意見及びその対応について
　　検討事項　⑴　分団指導員テキストの掲載項目について
　　⑵　分団指導員テキストのフォーマット等について
ウ　第３回　　令和６年１２月１２日（木）（書面会議）
　　検討事項　分団指導員テキスト素案について
エ　第４回　　令和７年１月２０日（月）
　　情報共有　第３回ワーキング会議（書面会議）における意見及びその対応について
　　検討事項　分団指導員テキスト案について

第２章　検討内容の詳細

第１節　推進本部、ワーキング会議であった意見と意見を踏まえた対応骨子等

推進本部とワーキング会議で企画や検討を進めました。委員からあった意見、意見を踏まえた対応骨子等は次のとおりです。

推進本部・ワーキング会議であった意見と意見を踏まえた対応骨子等

１　入団に繋がるであろう人に届く認知度向上に向けた取組

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	対応骨子等
一人一人の消防団員は、消防団活動や私的な活動を問わず、ＰＴＡや体育協会などの地域団体の活動に積極的に関わることで、地域の中での消防団の存在意義を改めて認識してもらえるように取り組むこととします。	○　体験入団に関するもの ・　インターンシップ制度（１日）を設ける。 ・　体験会（１日消防団員）を実施する。 ・　地域の人に消防団の活動を見学できることをＰＲする。 ・　けがが発生した場合の補償が心配。 ・　シャッターや掲示板に車庫開放日を掲示すれば、周囲の人にとって分かりやすい。 ・　普段の出務時に併せて車庫開放すれば、消防団員にとって過度の負担とならない。 ・　申し込み先は、各消防署警防課のみならず、分団を加えれば、利用しやすい制度になる。 ○　共通の地域課題を解消するために組織された協議体に加わる。 ○　防災に関する活動の場を活用し、大学でのＰＲ活動に力を入れる。 ○　地域のイベントに参加し、勧誘する。 ○　職業を生かしたイベントを開催する。 ○　地域とのコミュニケーションが取れるよう、車庫で飲食をする。	◆　広島市消防団体験入団制度の創設
大学のボランティアサークル等への応急手当講習や体験入団などの活動の頻度も増やし、地域の方により身近に接することができる活動により、消防団活動に興味や関心を持ってもらえるよう取り組みます。		◆　地域貢献制度の積極的活用（「ひろしまＬＭＯ」との連携） ◆　大学のボラティアサークル等の活動を活性化計画の規定どおり取り組む。

２　消防団活動の負担軽減

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
ポンプ操法訓練は、ポンプ操作やホース展張などの消火活動に必要な基本的な技術を習得するためのものですが、競技性に特化してしまうと消防団員の負担が重いものになります。 負担軽減を図るには、順位をつけない発表会形式とし過度な競技性を抑制する手法が考えられるほか、出場隊を輪番制にするなどの手法も考えられ、それらの手法の導入も各団で検討を進めます。 また、ポンプ操法訓練の目的（消防団員として必要な技術を身につける）が達成できるよう、訓練参加者は今までに訓練経験がない消防団員が選手として出場するなど誰を対象に訓練すべきか、順位を優先するのでなく達成度に応じた適切な訓練頻度にするなどについて、各団・各分団で検討を進めます。	○　こども連れでできる消防団活動に関するもの ・　共働き世代が消防団に入りにくい（配偶者の負担が増える。）。 ・　出務中にこどもを預ける場所（託児所）を確保する。 ・　子守りで消防団活動ができない消防団員が、私服で活動を見学しており、こども連れで消防団活動ができるようにするのはいいことだ。 ・　消防団内でこどもを見ることとした場合、けがが心配。こどもを預ける側と、預かる側の責任を明確にしておくべき。 ・　地域貢献活動であればこども連れも問題ないが、訓練への参加となると安全面で難しくなる。 ・　市内大学の保育科と連携して、支援してもらえるようにしてはどうか。 ・　女性消防団員は、出産・子育てなどでどうしても消防団活動に関われない時期があるので、もう少し実効性のある取組が必要ではないか。 例えば、赤十字幼児安全法支援員という資格制度があるので、この資格を取得した消防団員が子守りをすることで、安心してこどもを預けて消防団活動に専念できる環境となる。	◆　こども連れでできる消防団活動の整理
行事・訓練については、これまでやってきたからという理由で漫然と継続するのではなく、効果が低いものは縮小するということや思い切って取りやめるなど、限られた時間、人員や内容で最大限の効果が得られるよう工夫することにも取り組みます。		

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
	また、機能別団員がこの資格を取得して活動できるようにすれば、機能別団員の活動の幅が広がる。 【赤十字幼児安全法支援員】 受講資格：満１５歳以上 講習時間：１２時間 講習内容：こどもの成長と発達、起こりやすい事故の予防と手当（心肺蘇生、ＡＥＤの使用方法と応急手当）、こどもの病気と看病の仕方について 受講費：２，５００円 ○　女性消防隊の活動支援に関するもの ・　女性消防団員の活動頻度が多く忙し過ぎる。広報の依頼がしづらい雰囲気がある。 ・　男性消防団員も広報活動に関わるようにすれば、女性消防隊の活動の負担軽減に繋がる。 ・　女性消防団員の負担軽減に繋がるため、支援のニーズはある。 ・　分団としても女性消防団員の活動の支援にあたりたい。 ・　男性も応急手当指導員となり、女性隊の活動を支援してもらいたい。 ・　男性の消防団員も、普通救命講習を受講できるようにしたり、応急手当指導員の資格を取得できるようにしたらどうか。男性の消防団員から「災害現場などいろいろな場面で心肺蘇生や応急手当ができるようになりたい」という意見を聞いている。 ・　防災劇や紙芝居は準備に２～３ヶ月かかるが、そこまで長期の支援が可能なのか。 ・　機能別団員に応急手当指導員の資格をとってもらい、平日日中の応急手当指導をやっていただきたい。 ○　家庭内で必要な支援を得れるようにするため、消防団活動に家族を巻きこむ（女性消防団員が活動しやすくするため）。 ○　２０代や３０代は平日こどもの関係で活動が難しいが、中学生のこどもを持つ親であれば、平日の活動も可能になる。 ○　一度やめた若い消防団員が機能別団員として、平日日中の消防団業務に従事できるようにすれば、活動の関わり方が多様になる。 ○　ポンプ操法訓練はタイム測定をやめる。 ○　女性消防団員の就業状況によっては、平日昼間の火災出動が可能であり、分団の負担軽減に繋がる。 ○　身なりやピアスなどの細かくルール付けするのではなく、寛大な気持ちを持ち、ある程度自主性を尊重すべき。 ○　出務しやすい雰囲気にする必要がある。	◆　分団による女性消防隊の活動支援制度の創設

３　より実践的なペア訓練にするための検討

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
火災現場対応の一連の流れ（出動から帰署まで）を常備消防と消防団によるペア訓練に取り入れる。		◆　活性化計画の規定に基づき詳細を定める。

４　分団指導員向け指導テキストの作成

活性化計画の規定	推進本部会議・ワーキング会議であった意見	検討骨子等
分団指導員が放水技術や資機材等の取扱要領などを適切に指導できるよう、指導テキストの作成などに取り組みます。	○　推進本部会議であった意見 ・　消防団実務必携を参考にしたらよいのではないか。 ・　分団指導員テキストの中で、救命講習の進め方を入れ込んではどうか。 ○　ワーキング会議であった意見 ・　行動上重要な内容をポイントとして示し、分かりやすく理解できるようにする必要がある。 ・　可搬ポンプを載せる、降ろすことができない団員が多い。また、ポンプ操法訓練で３番員や４番員を担ったことがない多くの消防団員はポンプ操作ができないため、可搬ポンプの操作要領を厚くする必要がある。 ・　実際の火災現場で使用するホースバッグの使用方法を記載しておく必要がある。 ・　規律訓練について、きょう導がいない整列の要領を記載すべき。また、表彰要領（盆の持ち方）も記載すべき。 ・　災害現場では、警戒テープの設定や交通整理をすることが多いため、消防警戒区域の設定要領を記載すべき。 ・　現場に即した服装を記載すべき。 ・　残火処理の要領を記載すべき。	◆　左の意見を踏まえ、広島市消防団独自の内容も盛り込み、写真やイラスト等を使い分かりやすい内容にする。

５　マイスター制度の認定要件の見直し

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
「消防団員へのマイスター制度の周知が十分でない。」、「一部認定者がいない区分は認定基準が曖昧であるため、認定を目指す消防団員がどんな技術が必要なのか分からないことが原因である。」、「取得を目指す励みとなる様、認定者の公表と顕彰をすべき。」という意見がありました。このため、制度の周知に改めて取り組むとともに、認定者がいない区分の機関運用マイスター（機械器具の知識及び指導技術に特に優れた消防団員）、自主防災マイスター（防災に関する知識及び指導技術に特に優れた消防団員）については、必要な資格要件を定めることや達成度を具体化したチェックリストを作成するなど消防団員が何を目指して技能を修得するかについて明記する必要があります。		◆　機関運用マイスター及び自主防災マイスターについて、達成度を示すチェックリストを作成し、分団長はこのリストを用いて消防団長への推薦ができるものとする。

６　女性消防団員の分団配置についての議論

活性化計画の規定	推進本部会議・団長会議であった意見	検討骨子等
⑴　課題の内容 　本市消防団の女性消防団員は、女性消防団員の活動しやすい環境を確保するため、事務局女性消防隊へ配置するものとし、火災予防広報や応急手当指導などを主任務とした活動を行っていますが、女性消防団員も火災等の災害対応を主任務とする分団にも配置できるようにすべきではないかという意見がありました。 ⑵　課題解決の方向性 　上記⑴に記載する意見があった一方で「他市町の消防団もそうだが、女性消防隊は事務局配置としつつも、放水訓練などの災害現場での活動ができるようにしている例もある。女性消防団員の分団配置ということのみが問題の解決策ではない。」、「年末警戒や規律訓練など、女性消防隊と分団が上手く連携できており、現状でも大きな支障はないと感じている。」という意見がありました。 　しかしながら、女性消防隊に所属する女性消防団員を分団配置する際は階級をどのようにするかを整理する必要があるほか、分団配置を希望する女性消防団員が多い場合は、女性消防隊としての機能維持に支障をきたす可能性があります。 　以上のことから、今後どのように対応していくかを消防団内で議論・検討を深める必要があります。	○　推進本部会議であった意見 ・　女性消防団員の就業状況によっては、平日昼間の火災出動が可能である。【再掲】 ・　女性と男性で役割分担を明確にしすぎている。女性消防団員の活動を広報などの業務に限定する必要性も低い。 ・　消防団内においても、女性消防隊の活動を知ってもらう必要がある。 ・　女性消防隊と分団によるペア訓練の実施も有効である。 ・　消防団員である以上、災害現場で活動できるよう必要な訓練をしておく必要がある。 ・　水防技術習得訓練を通じて、既に分団と隊が顔の見える関係を築いてる。 ・　過去、女性消防団員は、分団と女性消防隊の兼務となっており、女性消防団員の負担が大きかったこと、女性消防隊の位置づけや活動内容を明確にすることで女性消防団員を増やす効果が期待できること、また、女性消防団員の幹部登用を進めるなどから、女性消防団員を女性消防隊に専任配置することとなった。 ・　女性消防団員の分団配置については、消防団員の間でも意見が分かれており、現状において、分団配置すべき、すべきでないといった極論の議論をすべきでなく、まずは、女性消防隊と分団の連携訓練等を通じて、課題の共通認識を進め、今後どう取り組んでいくかを考えていくきっかけを作る事が必要ではないか。 ○　団長会議であった意見 ・　消防団員のうち７割程度が被雇用者で、平日日中の火災出動が難しい男性消防団員もいる。訓練を通じて女性消防団員が出動できるようにすることは、消防団の災害対応能力の向上に繋がることになる。 ・　一方で、広報や行事が多く女性消防団員の負担が大きい中、女性消防団員が分団の訓練や消防隊のペア訓練に参加できるようにすると、女性消防団員の負担を高める可能性がある。 ・　推進本部会議の現時点のとりまとめにおいては、分団による女性消防隊の活動支援制度といった、女性消防団員の負担を軽減する具体的な取組があるにもかかわらず、女性消防団員の負担を高める新たな活動が併記されていることに違和感がある。 ・　見直し後の活性化計画については、消防団活動の負担軽減を図った上でやりがいを高め、今まで以上に地域に入り込むことを要点としてとりまとめられている。負担軽減とやりがいを高める取組は、バランスをとりながら検討を進めていく必要がある。 ・　女性消防団員の活動の幅を広げるという観点は必要であり、これについて検討を進めていくために、女性消防団員が火災防ぎょ訓練や火災出動をしたいかについて、まずはアンケート調査を行ってはどうか。	◆　分団による女性消防隊の活動支援制度の創設【再掲】 ◆　女性消防団員の活動の幅を広げるという観点は必要であり、これについての検討を進めていく。

７　今まで以上に地域との連携を強化するための取組

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
「どのような地域行事が地域貢献制度に該当するかがわからない」と意見があったことから、これまで実施してきた地域貢献活動の例をとりまとめて情報発信することで地域のための活動に関わりやすい環境を整備します。 これまでの地域貢献活動は消防団員の派遣を希望する地域団体の長から消防団長に要請することとしていましたが、地域と最も身近な立場で相談を受ける分団長からも消防団長に出務の可否の判断を求めることができるようにすることで、手順を簡素化するとともに今まで以上に地域と連携した消防団活動が展開できるよう取り組みます。 消防団サポーターは、地域貢献活動などの地域との連携を強化するための活動を行う消防団員への支援に当たります。消防団サポーターが消防団員への支援を通じて地域と交流することで、取組効果がより高まるとともに、いずれは地域の防火・防災を担う人材になることが期待できます。	・　ボランティア（清掃等）に活動服で参加する。 ・　地域行事に消防団として参加する。 ・　共通の地域課題を解消するために組織された協議体に加わる。【再掲】 ・　盆踊りの警備や区民祭り開催支援など、既に積極的に地域活動に取り組んでいる分団がある。 ・　地域との連携を強化する必要があるが、消防団本来業務に支障が生じてはいけない。 ・　エルモと既に連携しており、協定を締結している。 ・　地域貢献活動制度により出務として、地域活動に関わることができることを知らなかった。	◆　具体的な活動例や先進的な取組例の紹介 ◆　出務報酬配当に地域貢献制度の新設 ◆　地域貢献制度の活用（「ひろしまＬＭＯ」との連携）【再掲】

８　今まで以上に地域に溶け込んだ火災予防広報や応急手当指導などの活動の実施

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
地域活動の拠点でもある公民館や児童館での、火災予防や防災に関する後方などに取り組みます。 各分団が地域活動で把握した火災予防広報や応急手当指導などのニーズに係る情報は、各分団長から女性消防隊隊長に確実に伝え、地域ニーズに応じた広報等を実施します。 防災訓練や地域貢献活動などあらゆる機会を活用して、地域のニーズの把握に努めます。	・　女性消防団員の活動頻度が多く忙し過ぎる。依頼しづらい雰囲気がある。【再掲】 ・　男性の消防団員も、普通救命講習を受講できるようにしたり、応急手当指導員の資格を取得できるようにしたらどうか。男性の消防団員から「災害現場などいろいろな場面で心肺蘇生や応急手当ができるようになりたい」という意見を聞いている。【再掲】	◆　分団による女性消防隊の活動支援制度の創設【再掲】

９　小学生等を対象とした防火防災教育の推進

活性化計画の規定	推進本部会議であった意見	検討骨子等
防火防災教育に機能別団員が出務できるよう消防団内での合意形成を進めるほか、１０年先を見越した人材の確保に向け、小学校の授業等に消防団による防火防災教育を取り入れてもらえるよう小学校等との連携を強化するとともに、地域貢献制度等により地域における消防団の存在意義を高める取組を推進します。	・　小学校の授業日を利用して消防団出前事業を実施する。 ・　小学校、中学校だけでなく、高校や大学に対しても出前授業を行う。	◆　活性化計画の規定どおり進めるとともに、防火防災教育時に使用する標準的な雛形を作成する。 ◆　機能別団員の出務により必要人員を確保する。 ◆　中学校の職場体験、高等学校や大学での応急手当指導等に取り組む。

第２節　対応案のとりまとめ

対応骨子を踏まえ、見直し後の活性化計画に規定される取組を推進するため、次のとおり具体的な対応案をとりまとめました。

１　広島市消防団体験入団制度の創設（１１Ｐ～）
２　消防団活動の負担軽減（こども連れでできる消防団活動の整理）（２１Ｐ～）
３　分団による女性消防隊の活動支援制度の創設　（２３Ｐ～）
４　より実践的なペア訓練にするための見直し（２５Ｐ～）
５　分団指導員向けの指導テキストの作成（掲載省略）
６　マイスター制度認定要件の見直し（２７Ｐ～）
７　女性消防団員の分団配置についての議論（３０Ｐ～）
８　地域貢献制度の積極的活用（３１Ｐ～）

１　広島市消防団体験入団制度の創設（広島市消防団体験入団制度実施要領）

（目的）

第１条　この要領は、体験入団を行うことにより、消防団に興味がある者の不安を解消させ、消防団業務のやりがいと魅力を感じてもらえるようにし、入団に繋げることを目的とする。

（期間）

第２条　体験入団の期間は、６月以内を限度とし月単位での期間設定を基本とし、体験入団を希望する者と体験入団を受け入れる分団、女性消防隊（以下「分団等」）が決定する。

（対象）

第３条　体験入団の対象は、本市の区域内に居住地、従業地又は通学地を有し、１８歳以上の者で体験入団を希望する者とする。

（受入れ人数）

第４条　体験入団の分団等での受入れは、市全体で消防局消防団室が定める総数内とする。

（体験内容）

第５条　体験入団における体験内容は、次の各号とし、消防車両の運転や災害出動はさせないものとする。

⑴　防災訓練、水防技術習得訓練に参加しての水防技術の習得

⑵　各分団等でのロープ結索訓練や規律訓練

⑶　ポンプ操法訓練やペア訓練等放水を伴う訓練等の実践的な訓練の見学・訓練支援（訓練には参加させない。）

⑷　火災予防広報等市民指導の支援

⑸　分団等での会議や研修への参加

⑹　分団等が出務する地域貢献活動への参加

（申込等）

第６条　体験入団の申込等は、次の各号とする。

⑴　体験入団を希望する者は、様式１に所定の事項を記入し、所轄の署警防課又は体験入団を希望する分団等に提出するものとする。

⑵　体験入団の希望があった分団等は、申請者と調整の上、実施の可否、期間等について、申請書の分団等確認欄を記載し消防団長に提出する。

⑶　消防団長は、第３条及び第４条の規定に合致しているかを確認の上、受入れの可否、体験入団の実施期間を決定し、申請書の事務局確認欄を記載し、署警防課を通じ申請書の写しを消防局消防団室に送付するとともに、分団等に受入れの可否などを申請者に連絡するよう指示する。なお、体験入団の開始時期は、消防団長が受入れの可否を決定した日の翌々月１日付けとする。

⑷　分団等は、申請者に受入れの可否及び体験入団の実施期間を申請者に伝える。

（期間の変更）

第７条　体験入団の期間について、分団等は前条の規定により決定した期間を変更することができるものとする。ただし、体験入団実施期間の初日から６月を超えての変更はできないものとする。

２　前項の規定により、体験入団の期間を変更したい分団等は様式２により、期間変更を消防団長に協議するものとする。

３　前項の規定による報告を受けた消防団長は、様式２の事務局確認欄を記載し、署警防課を通じて様式２の写しを消防局消防団室に送付する。

（入団の声掛け）

第８条　体験入団実施期間終了後、分団等は、体験入団者に対して、原則、本市消防団への入団の声掛けを行うこととする。

（実施報告等）

第９条　体験入団を実施した分団等は、体験入団終了後、様式３により実施状況を消防団長に報告する。また、分団等から実施状況の報告を受けた消防団長は、署警防課を通じてその写しを消防局消防団室に送付する。

（活動場所への出向等）

第１０条　分団等が体験入団の受入れを決定した者は、活動内容に適した服装で、分団等が指定した日時、場所に出向するものとする。

（保険加入）

第１１条　第６条第３号の報告により消防団長が体験入団の受入れを決定した者は、スポーツ安全保険に加入する。

２　保険加入手続は、消防局消防団室で行う。

３　保険加入に係る費用は、広島市が負担する。

４　体験入団中に体験者がけがをした場合には、体験入団者を受入れている分団等は、様式４によりけがの内容・状況等を消防団長に報告すること。また、分団等から報告を受けた消防団長は、署警防課を通じてその写しを消防局消防団室に送付する。

（その他）

第１２条　体験入団者に対する被服の貸与や報酬の支払いは行わない。

（委任規定）

第１３条　この要領に定めるほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

様式１

体験入団申込書

申込日：　　年　　月　　日

広島市　　消防団長　様

下記の体験内容・処遇等を確認し、次のとおり体験入団に申し込みます。

体験希望 分団・女性隊	消防団　　分団　・　女性消防隊		
体験希望期間	ヶ月間（６ヶ月以内で１ヶ月単位）		
ふり　がな 氏　　名			
生年月日	年　　月　　日生　（　　歳）	性別	
住所	（〒　　－　　）		
勤務先又通学先 所在地・名称	（〒　　－　　）		
連絡先	携帯電話		
	Ｅメール		

※　体験入団の受入れ可否は、後日、体験入団を希望する分団、女性消防隊又は所轄署警防課から上記連絡先に連絡します。

※　体験入団の開始は、保険加入手続後になります。また、保険加入事務に１ヶ月以上要する場合があります。

記

≪体験内容≫

以下のような通常から消防団が実施している業務への参加等を行います。

- 防災訓練、水防技術習得訓練に参加しての水防技術の習得
- 各分団等での定例訓練（ロープ結索訓練や規律訓練）
- ポンプ操法訓練やペア訓練等放水を伴う訓練等の実践的な訓練の見学・訓練支援
  （見学・訓練支援のみで訓練参加はなし。）
- 火災予防広報等市民指導の支援
- 分団等での会議や研修への参加
- 地域行事への支援活動への参加

※　消防車両の運転や災害出動はできません。

≪処遇等≫

- 活動服などの被服や装備品の支給・貸与は行いません。
- 報酬等の支払いはありません。
- 体験中は、スポーツ保険に加入します。（保険料は広島市が負担します。）
- 体験入団の期間は６ヶ月以内です。

【分団等確認欄】

分団等確認日	年　　月　　日	
体験入団希望者が広島市の区域内に居住、勤務又は通学しているか。		適　・　否
年齢は１８歳以上か。		適　・　否
分団等としての受入れ可否	可　・　否	
申請者と調整した体験入団期間 （最大６ヶ月）	ヶ月	

【消防団事務局確認欄】

事務局確認日 （受入れ可否決定日）	年　　月　　日	
体験入団希望者が広島市の区域内に居住、勤務又は通学しているか。		適　・　否
年齢は１８歳以上か。		適　・　否
消防局消防団室が定める総数内か。	適　・　否	
体験入団開始日 （上記事務局確認日の翌々月１日）	年　　月　　日	
体験入団終了日	年　　月　　日	
体験入団期間（最大６ヶ月）	ヶ月	

様式２

年　　月　　日

広島市　　消防団長　様

分団・隊＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

体験入団期間の変更について（協議）

下記のとおり、体験入団期間の変更を協議します。

記

１　体験入団者氏名

○○○　○○○

２　協議内容（変更期間）

変更前の期間	変更後の期間
年○○月○○日（○） ～　　年○○月○○日（○）	年○○月○○日（○） ～　　年○○月○○日（○）

３　変更理由

【消防団事務局確認欄】

事務局確認日	
体験入団期間の変更について	下段の体験入団期間の変更について 承諾　・　拒否　・　再協議
変更前の期間	変更後の期間
年○○月○○日（○） ～　　年○○月○○日（○）	年○○月○○日（○） ～　　年○○月○○日（○）

様式３

年　　月　　日

広島市　　消防団長　様

分団・隊＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

体験入団実施結果報告書

以下のとおり、体験入団を実施しましたので、報告します。

体験入団者名		
実施分団等	分団・　　女性消防隊	
実施期間	年○○月○○日～　　年○○月○○日（○ヶ月）	
入団の見込み	入団予定あり（○月○日面接実施予定） 入団予定なし	
体験入団中の参加実績		
日時	場所	内容

様式４

年　　月　　日

広島市　　消防団長　様

分団・隊
氏　名

事故状況等報告書

以下のとおり、事故状況等を報告します。

【受傷者】

（フリガナ） 氏名		年齢 （事故発生時）	歳
住所	〒 広島市		
連絡先		（　携帯　・　自宅　・　勤務先　）	

【事故の内容】

事故発生日時	令和　　年　　月　　日　　時頃			
活動区分				
事故発生場所				
事故の 詳細状況	何をしているとき			
	何が起きて			
	どのようになったか			
ケガの部位	大分類		中分類	
ケガの症状				
入院の有無 （見込みも含む。）				

２　消防団活動の負担軽減（こども連れでできる消防団活動の整理）

【第３回推進本部会議で示した具体的な取組（骨格）】

事務局から、こども連れでできる消防団活動を次のとおり提案した。

- 地域清掃や防犯パトロールなどの地域貢献活動
- 対象となる市民と年齢をほぼ同じくする防火防災教育
- こどもをみることができる消防団員が確保できれば、火災予防運動やイベントでの各種広報、ペア訓練などの各種訓練にこどもを連れてきてもいいのでは・・・（家族で消防団活動の理解が高まる。）

【第３回推進本部会議であった意見】

- 子守りで消防団活動ができない消防団員が、私服で活動を見学しており、こども連れで消防団活動ができるようにするのはいいことだ。
- こどものけがが心配。こどもを預ける側と、預かる側の責任を明確にしておくべき。
- 地域貢献活動であればこども連れも問題ないが、訓練への参加となると安全面で難しくなる。
- 市内大学の保育科と連携して、支援してもらえるようにしてはどうか。

【意見を踏まえた対応】

- こども連れで活動できるようにすることで、配偶者の負担を軽減し、消防団活動がしやすい環境を作る必要性がある。
  しかしながら、意見にあったように、消防団内で子守りが可能な消防団員を確保した場合、預かったこどもに事故や怪我が生じた場合の責任が懸念される。
- このため、自身のこどもを連れながらの活動が可能な地域清掃や防犯パトロールのみを「こども連れでできる消防団活動」として整理する。

３　分団による女性消防隊の活動支援制度の創設（分団による女性消防隊の活動支援要領）

（目的）

第１条　分団による女性消防隊の活動支援体制を確立し、女性消防隊の負担軽減を図るとともに、支援活動を通じて、分団と女性消防隊の連携強化を図ることを目的とする。

（分団による活動支援）

第２条　分団による活動支援は、広島市消防団事務局女性消防隊設置要綱第３条に規定する活動の全てを対象とする。

２　分団は、イベントでの防火防災広報などの日単位の支援のほか、紙芝居や防災劇の準備など複数月に渡る支援を行うものとする。

（活動支援の要請等）

第３条　活動支援の要請は、分団の支援が必要な日の１ヶ月前までに、女性消防隊長が消防団長に対し行うものとする。

２　日単位の支援については、支援を要する日時、支援内容、必要人数を整理の上、要請するものとする。

３　複数月に渡る支援については、支援の期間、支援内容、必要人数を整理の上、要請するものとする。

４　要請を受けた消防団長は分団長に対し、必要な人数を出務するよう指示する。なお複数月に渡る支援については、消防団長及び分団長は、支援期間中同一の消防団員が支援にあたることができるよう配慮するものとする。

５　消防団長は、要請に応じることができない場合、又は複数月に渡る支援を決定したものの事情により支援を打ち切る場合、その旨を女性消防隊長に回答などするものとする。

（複数月に渡る支援活動にあたる消防団員への配慮）

第４条　複数月に渡る支援活動にあたる消防団員が所属する分団長は、支援活動にあたる消防団員の負担を軽減するため、他の消防団員を分団活動に優先的に出務させるなどを行うものとする。

（委任規定）

第５条　この要領に定めるほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

４　より実践的なペア訓練にするための見直し（ペア訓練実施要領）

現　行	改正後
１　目　的 消防団の分団＿＿＿＿＿と常備消防の各隊をペア指定し、基礎訓練及び実践訓練などの合同訓練等を実施していくことで、消防団と常備消防との連携を強化し、迅速・的確な災害対応体制の構築を図る。	**１　目　的** 消防団の分団・女性消防隊と常備消防の各隊をペア指定し、基礎訓練及び実践訓練などの合同訓練等を実施していくことで、消防団と常備消防との連携を強化し、迅速・的確な災害対応体制の構築を図る。 なお、女性消防隊は、ペア訓練の実施を希望する隊のみをペア指定する。
２　ペア隊の指定 ペア指定は、分団の管轄区域を管轄している常備消防の隊を基本とし、救急隊とのペア指定は行わないものとする。	**２　ペア隊の指定** （現行に同じ）
３　訓練等の回数 １/４半期ごと（３ヵ月に１回）に実施する。	**３　訓練等の回数** （現行に同じ）
４　訓練等の内容 ⑴　基礎訓練 規律訓練、ロープ結索訓練及びポンプ取扱訓練等、消防団員が災害現場で活動するために必要な基礎訓練 ⑵　実践訓練 実放水訓練及び無線運用訓練等、災害現場で消防団と常備消防が連携して活動するために必要な訓練 ⑶　安全管理研修 危険予知訓練及び健康管理研修等、消防団員が訓練や災害現場で安全に活動するために必要な研修 ⑷　その他 分団長が必要と認める訓練・研修	**４　訓練等の内容** ⑴　基礎訓練 （現行に同じ） ⑵　実践訓練 （現行に同じ） ⑶　安全管理研修 （現行に同じ） ⑷　その他 （現行に同じ）
５　訓練等の計画及び結果報告 ⑴　各消防団において年次計画（別紙１）を作成し、毎年４月中に消防署へ提出する。 ⑵　分団長は、年次計画に基づきペア隊の隊長と日程等を調整し、訓練等を実施する一ヶ月前までに訓練等実施計画書（別紙２）をペア隊の隊長に提出する。 ⑶　分団長は、訓練終了後、訓練等実施結果報告書（別紙２）をペア隊の隊長に提出する。	**５　訓練等の計画及び結果報告** ⑴　（現行に同じ） ⑵　（現行に同じ） ⑶　（現行に同じ）
６　訓練時の安全管理 分団長は、訓練の実施前後に部下の体調を把握するとともに、装備及び資機材等の点検を確実に行わせるなど、安全管理の徹底を図ること。	**６　訓練時の安全管理** （現行に同じ）
＿＿＿＿＿	**７　委任規定** この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。
附　則 この要領は、平成２７年４月１日から施行する。	附　則 この要領は、平成２７年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

令和〇年〇月〇〇日作成

ペア訓練実施要領「７委任規定」に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

ペア訓練実施時における実践訓練の充実について

火災出動を想定し、車庫に到着してから消防団車両に乗車の上出動し、現場活動を終え車庫に戻るまでの一連かつ実践的な内容をペア訓練で取り組むことで、消防団活動のやりがいを今まで以上に感じることができるようにする。

また、令和５年度中に、小型動力ポンプを積載車から降ろす際や収納する際の公務災害が複数件発生していることから、この活動の習熟を図るものとする。

【具体的な訓練内容】

- 防火衣着装（正しく、迅速に）
- 車両積載品の確認（車両から落下しないよう固定されているか）
- シャッター開放状況の確認
- 緊急走行（赤信号交差点進入時の一時停止・安全確認後進行、車載マイクの使用）
- 現着、水利部署（誘導要領の確認）
- 水利場所への小型動力ポンプの設置（車両から降ろす際の手順）
- ホース延長
- 小型動力ポンプによる吸水・放水
- 無線運用（視覚を遮断し、音声により簡潔明瞭に状況が確実に伝達されているか）
- 水損防止（必要資機材の把握）
- 資機材撤収（車両から落下しないよう固定されているか）
- 車庫に戻り駐車（シャッター解放状況の確認、誘導要領の確認）

なお、地域における消防団の役割を十分果たすために、より地域の実情に即した災害現場での役立つ訓練になるよう、消防団と常備消防とで協議を行い、原則、年１回以上は実放水、ホース延長や水利部署等の火災防ぎょ訓練を実施すること。

６　マイスター制度認定要件の見直し（マイスター制度実施要綱）

現　行	改正後
（目的） 第１条　専門的な知識を有し、指導技術に優れた消防団員の中からマイスターを認定することにより、消防団員の資質の向上と士気の高揚を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　（現行に同じ）
（マイスターの種類） 第２条　マイスターの種類は次の各号とする。 ⑴　ポンプ操法マイスター 消防ポンプ操法の知識及び指導技術に特に優れた消防団員 ⑵　機関運用マイスター 機械器具の知識及び指導技術に特に優れた消防団員 ⑶　救急マイスター 応急手当指導の知識及び指導技術に特に優れた消防団員 ⑷　自主防災マイスター 防災に関する知識及び指導技術に特に優れた消防団員	（マイスターの種類） 第２条　（現行に同じ） ⑴　ポンプ操法マイスター （現行に同じ） ⑵　機関運用マイスター （現行に同じ） ⑶　救急マイスター （現行に同じ） ⑷　自主防災マイスター （現行に同じ）
（マイスターの認定要件） 第３条　マイスターの認定要件は次の各号に掲げるとおりとする。 ⑴　ポンプ操法マイスター ア　県訓練指導員として４年以上又は市訓練指導員として８年以上の実務経験があり、消防ポンプ操法に関する知識及び指導技術が特に優れていると消防団長が認める者 イ　広島県消防ポンプ操法競技大会において番員表彰を受賞し、消防ポンプ操法に関する知識及び指導技術が特に優れていると消防団長が認める者 ⑵　機関運用マイスター 消防団員として２０年以上の実務経験があり、機械器具の取り扱いに関する知識及び指導技術が特に優れていると消防団長が認める者 ⑶　救急マイスター 応急手当指導員として５年以上の実務経験があり、応急手当に関する知識及び指導技術が特に優れていると消防団長が認める者 ⑷　自主防災マイスター 自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでおり、防災に関する知識及び指導技術が特に優れていると消防団長が認める者	（マイスターの認定要件） 第３条　（現行に同じ） ⑴　ポンプ操法マイスター ア　（現行に同じ） イ　（現行に同じ） ⑵　機関運用マイスター 別表１における各項目の内容に記載する事項をそれぞれ認定基準数以上満たしていると消防団長が認める者 ⑶　救急マイスター （現行に同じ） ⑷　自主防災マイスター 別表２における各項目の内容に記載する事項をそれぞれ認定基準数以上満たしていると消防団長が認める者
（マイスターの推薦） 第４条　分団長及び事務局女性消防隊長は、第２条各号に定めるマイスターとして所属団員を推薦する場合は、推薦書（別記様式１）により消防団長に推薦するものとする。	（マイスターの推薦） 第４条　（現行に同じ）

現　行	改正後
（マイスターの認定） 第５条　消防団長は、前条に規定する推薦について、第３条各号に規定する要件に該当すると認めた場合は、該当者を第２条各号に規定するマイスターとして認定することができる。 ２　消防団長は、前項の規定に基づきマイスターとして認定した場合は、認定報告書（別記様式２）により消防局長あて報告するものとする。 ３　消防団長は、マイスターとして認定した消防団員に対し、マイスター認定書（別記様式３）及び腕章（別図第１）を交付するものとする。	（マイスターの認定） 第５条　（現行に同じ） ２　（現行に同じ） ３　（現行に同じ）
（マイスターの認定取り消し） 第６条　消防団長は、マイスターとして認定した消防団員のうち、次の各号に規定する要件に該当すると認めた場合は、マイスターの認定を取り消すことができる。 ⑴　傷病又は心身の障害等の理由により、マイスターとしての責務遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めた場合 ⑵　前号に定めるもののほか、マイスターとしての適格性に欠けると認めた場合 ２　前項によりマイスターの認定を取り消された場合は、第５条第２号に定める腕章を消防団長に返納しなければならない。	（マイスターの認定取り消し） 第６条　（現行に同じ） ⑴　（現行に同じ） ⑵　（現行に同じ） ２　（現行に同じ）
（マイスターの責務） 第７条　マイスターは、平素から技術向上に向けて自己研鑽に励むとともに、研修や訓練等を実施する際には訓練指導員等と協力して後進の育成指導に努めなければならない。 ２　マイスターは、第５条第２号の規定により交付された腕章を、マイスターの証として活動服の定められた位置（別図第２）に佩用するものとする。	（マイスターの責務） 第７条　（現行に同じ） ２　マイスターは、第５条第２号の規定により交付された腕章を、マイスターの証として活動服の定められた位置（別図第２）に身に付けるものとする。
附　則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。	附　則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附　則 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

現　行	改正後
――	別表１ 	分類	項目	内容	☑	認定基準
---	---	---	---	---
機関運用マイスター	年数	・消防団員として実務経験は２０年以上ある。 ・団車両の運転業務に１０年以上従事している。	□ □	2
	知識	・消防団教育「機関科」を修了している。 ・消防設備士の資格を取得している。 ・放水時のポンプ圧力設定速算法を理解している。 ・安全ノズルの役割を理解している。 ・ポンプの点検、整備を理解している。	□ □ □ □ □	4
	技術・経験	・吸管を使って揚水できる。 ・吸管控え綱でもやい結びができる。 ・消火栓部署し、放水ができる。 ・中継送水ができる。 ・林野火災又林野火災訓練で可搬ポンプの機関員を担当したことがある。	□ □ □ □ □	4 | 別表２ | 分類	項目	内容	☑	認定基準
---	---	---	---	---
自主防災マイスター	資格	・防災士の資格を取得している。	□	1
	知識	・消火器及びAEDの能力・操作方法を指導できる。 ・災害図上訓練DIG（防災ゲーム）を指導できる。 ・避難所運営ができる ・防災ダッグを指導できる。	□ □ □ □	3
	経験	・地域住民への防災指導を実施した。 ・防災訓練に防災士として参加した。 ・小学校等で防災教育を実施した。 上記３項目の内容を合計３０回以上実施したことがある。	□	1	 ――

7　女性消防団員の分団配置についての議論

【広島市消防団活性化計画の規定内容】

3　女性消防団員の分団配置に向けた検討等

⑴　課題の内容

本市消防団の女性消防団員は、女性消防団員の活動しやすい環境を確保するため、事務局女性消防隊へ配置するものとし、火災予防広報や応急手当指導などを主任務とした活動を行っていますが、女性消防団員も火災等の災害対応を主任務とする分団にも配置できるようにすべきではないかという意見がありました。

⑵　課題解決の方向性

上記⑴に記載する意見があった一方で「他市町の消防団もそうだが、女性消防隊は事務局配置としつつも、放水訓練などの災害現場での活動ができるようにしている例もある。女性消防団員の分団配置ということのみが問題の解決策ではない。」、「年末警戒や規律訓練など、女性消防隊と分団が上手く連携できており、現状でも大きな支障はないと感じている。」という意見がありました。

しかしながら、女性消防隊に所属する女性消防団員を分団配置する際は階級をどのようにするかを整理する必要があるほか、分団配置を希望する女性消防団員が多い場合は、女性消防隊としての機能維持に支障をきたす可能性があります。

以上のことから、今後どのように対応していくかを消防団内で議論・検討を深める必要があります。

【推進本部会議であった意見】

- 女性消防団員の就業状況によっては、平日昼間の火災出動が可能である。
- 女性と男性で役割分担を明確にしすぎている。女性消防団員の活動を広報などの業務に限定する必要性も低い。
- 消防団内においても、女性消防隊の活動を知ってもらう必要がある。
- 女性消防隊と分団によるペア訓練の実施も有効である。
- 消防団員である以上、災害現場で活動できるよう必要な訓練をしておく必要がある。
- 水防技術習得訓練を通じて、既に分団と隊が顔の見える関係を築いてる。
- 過去、女性消防団員は、分団と女性消防隊の兼務となっており、女性消防団員の負担が大きかったこと、女性消防隊の位置づけや活動内容を明確にすることで女性消防団員を増やす効果が期待できること、また、女性消防団員の幹部登用を進めることなどから、女性消防団員を女性消防隊に専任配置することとなった。
- 女性消防団員の分団配置については、消防団員の間でも意見が分かれており、現状において、分団配置すべき、すべきでないといった極論の議論をすべきでなく、まずは、女性消防隊と分団の連携訓練等を通じて、課題の共通認識を進め、今後どう取り組んでいくかを考えていくきっかけを作る事が必要ではないか。

【今後の対応】

女性消防団員の活動の幅を広げるという観点は必要である。

一方で、市民指導や広報等が増え女性消防団員の負担が大きい現状で、火災等の現場対応に必要な訓練を活動内容に加えた場合、女性消防団員の負担をさらに高める可能性がある。

このため、アンケート調査等を通じて消防団員の意見を幅広く集めた上で、火災等の現場対応に必要な訓練（分団とのペア訓練等）を女性消防団員の活動に加えることについての検討を進める必要がある。

８　地域貢献制度の積極的な活用

広島市消防団では、消防団と地域の連携を強化することを目的として、平成２８年７月に「広島市消防団地域貢献制度実施要領」を策定し、消防団員を地域行事に派遣し地域貢献活動（以下「消防団員による地域貢献活動」という。）を実施する取組を行っています。

この消防団による地域貢献活動については、令和５年度に実施した「広島市消防団活性化計画見直し検討会」で、「どのような地域行事が地域貢献活動に該当するか分からない。」と意見があったことから、具体的な活動事例や先進的な取組事例をとりまとめました。

消防団による地域貢献活動は、実施要領上「地域団体等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務」、「地域の実情において、必要とされる業務」、「その他、団長が特に必要と認める業務」とされています。この度とりまとめた具体的な活動事例や先進的な取組事例を参考にしながら、消防団による地域貢献活動に積極的に取り組み、地域との連携を強化するほか、地域の中での消防団の存在意義を高めていく必要があります。

また、消防団サポーターが、地域貢献活動などの地域との連携を強化するための活動を行う消防団員への支援にあたることができるようにするほか、出務報酬について、消防団員による地域貢献活動の配当枠を設けるなど、消防団員が活動しやすい環境を整備する必要があります。

１　具体的な活動事例

地域清掃、とんどの警戒、町民運動会など地域行事での道路警戒、河川クリーンキャンペーン、盆踊り大会警備・散水、花火大会警備、地域団体会議へ消防団員として参加（コミュニティ交流協議会、社会福祉協議会、広島地域運営組織「ひろしまＬＭＯ」など）

２　先進的な取組事例

⑴　学校行事と連携した上で楽しみながらの防火防災教育の実施

令和５年１０月２２日（月）、神崎小学校で学校行事の一環である「わいわい神崎２０２３」というイベントが実施されました。

地域の防火防災意識を高めるため、このイベントで防火防災をテーマとした迷路を作り、この迷路で煙体験や水消火器を使用した消火体験を実施することで、楽しみながら防火防災について学べるようにしました。

⑵　盆踊りでの会場警備の実施

盆踊り祭りに消防団員を派遣して、会場警備を行うとともに、消防団車両を見学できるようにしたり、写真撮影できるようにすることで、地域の方に消防団活動をＰＲしました。

⑶　地域の魅力を発信する行事への協力の実施

見ぬ友と心を結ぶのろしリレーが、毎年７月安芸区のシンボルのひとつであり絵下山を起点として開催されています。絵下山や安芸地区の魅力発信を目的として開催され、安芸消防団はこのイベントに第１回から参加しており、消防団にとっても恒例の行事になっています。消防団は、ホースを用いた消火に加え、ジェットシューターを活用して周囲の警戒を行います。

⑷　平和公園や護岸の清掃の実施

市や市公衆衛生推進協議会が主催する平和記念式典前の一斉清掃で、消防団は小型動力ポンプを使用して揚水の上放水して、元安川護岸の汚れを洗い流す作業を実施しています。

⑸　広島地域運営組織「ひろしまＬＭＯ」との連携の実施

西消防団三篠大芝分団及び事務局女性消防隊は、みささエルモ（三篠地区社会福祉協議会）と連携した消防団活動を実施しています。みささエルモの事務局として「ひろしまエルモ」の運営に携われている、広島市消防団活性化計画推進本部会議本部員で西消防団事務局女性消防隊の谷川美樹部長に、消防団とエルモが連携した活動、連携することとなったきっかけ、連携することで得られるメリット等をお聞きしました。

ア　消防団とエルモが連携した活動

三篠大芝分団とみささエルモは連携した上で、小学校児童が体育館に一晩宿泊する実践型の避難所体験「三篠地区子ども防災キャンプ」を実施しています。このキャンプの中で、三篠大芝分団は、配備された資機材を使用したデモンストレーションを行い、児童やその保護者の方等に格好いい消防団をアピールする場面も作り、消防団の理解を深めています。

また、このキャンプには、自主防災会の防災部員、子ども会、青少協、小学校の先生方、公民館と様々な方に参加いただいており、地域組織間の連携を強化する場にもなっています。

イ　連携することとなったきっかけ

当該地区の住民の方が地域の抱える課題を共通認識し、皆で協力し課題解決のために取り組む「三篠地区活性化プラン」を策定することとなり、策定にあたって多様な意見を反映する必要があったため、地域住民アンケートを行ったところ、防災・減災・避難対策に関して全回答者の６５％の方が取り組むべきと回答がありました。当該地区の自主防災会は、発災時に実際に動けるものにするために、副会長に三篠大芝分団の副分団長が就任していたことから、消防団とみささエルモが連携して防災・減災・避難対策を進めることとなりました。

ウ　連携することで得られるメリット

・　みささエルモの会議に消防団員が出席することで、町内会長や地域の方々に消防団員の顔を覚えていただき、定期的な地域との情報共有ができるとともに、親睦や連携も深まり、今まで以上に地域に溶け込んだ活動ができます。地域の方や子ども達と顔が見える消防団活動をしていると感じています。

・　消防団がより身近な存在となり、地域住民の信頼を得るとともに、消防団の組織的に動ける力（機動力）が今の地域課題の解決の一助になると感じてもらえるのではないかと思います。

・　「ひろしまＬＭＯ」の地域課題を解決するための運営助成金を使うことにより、防災訓練の内容や活動の幅が広がります。三篠地区社会福祉協議会主催の「みささ防災フェスタ」ではアルファ化米の試食会や豚汁の炊き出し、防災クラフト、スタンプラリーも予定しています。

エ　消防団員として、また民生委員等の役員をされながらみささエルモの運営に関わることの所感

・　私自身は消防団としての顔と共に、地域団体のボランティアメンバーとしての顔が知られているせいか、消防団員だと知れ渡ってからは小さな相談や質問を受けるようになりました。周りの方にとっては消防署にわざわざ電話して聞くほどではないけど、ちょっと聞きたい事が聞ける便利な存在（繋ぎ役）のようです。

私一人ができることは限られていますが、私が地域住民であり消防団員であることから、知り合いでちょっとだけ便利？安心？という気持ちで、あちらこちらに繋がりを持つことが出来ているのではないかと思います。

・　いかに地域に入り込んで活動するかは自分自身が地域の一員としての自覚を持ち、積極的に地域に参加し、信頼関係を築く事が大切だと思っています。

・　結局は人と人の繋がりです。地道な活動の一つ一つが信頼を得て、入団促進へと繋がるのではないかと思います。

第３章　広島市消防団を活性化するための事業

本市消防団を活性化するにあたり、次のとおり事業・取組項目を整理しました。

広島市消防団活性化計画
事業・取組一覧（令和７年度以降）

消防団員の確保

事業・取組項目	事業・取組内容
消防団ＰＲ活動の推進	大規模なイベントや各種行事において、消防団員による消防団ＰＲ活動を積極的に行う。
消防団車庫ペイント事業の実施	地域の学校等から募集した絵を消防団車庫のシャッター等にペイントする。
消防団サポーターの登録促進	消防団活動の支援を通して消防団への認知度を高め、将来の消防団を担う人材を確保するため大学生などの学生を対象とした消防団サポーターの登録促進に取り組む。
消防団協力事業所の認定	勤務中の火災出動を認めるなど、消防団活動に協力する事業所を認定・公表するとともに、協力事業所が表示証を掲げることで社会貢献していることをアピールできる「消防団協力事業所」の認定を進める。
入団に繋がるであろう人に届く認知度向上に向けた取組	地域の方により身近に接する活動、より地域に入り込んだ場での取組を進めることとし、大学のボランティアサークル等への応急手当講習や体験入団、入団促進のＰＲ活動を行う。また、一人一人の消防団員は、消防団活動や私的な活動を問わずＰＴＡや体育協会などの地域団体の活動に積極的に関わることで、地域の中での消防団の存在意義を改めて認識してもらえるよう取り組む。さらに、入団に不安を感じる方などを対象とした体験入団制度を実施し、不安を解消の上消防団業務のやりがいと魅力を感じてもらえるようにし、入団に繋げるよう取り組む。

消防団活動の充実

消防団員が持つ資格等を活用した災害対応	重機操作等の特殊技能や防災士・看護師等の資格を有する消防団員を予め調査し、大規模災害発生時において、その資格・資機材を活かした活動を行う。
安全装備品・資機材等の充実	「消防団の装備の基準」に基づく装備品と消防団員の現有装備品を比較検討し、必要に応じて予算要求することにより安全装備品・資機材等の充実を図る。
消防団活動の負担軽減	ポンプ操法訓練は、ポンプ操作やホース展張などの消火活動に必要な基本的技術の習得のための訓練であることを改めて認識し、必要な見直しを行う。また、分団による女性消防隊の活動支援体制を確立するとともに、こども連れでできる消防団活動を整理して負担軽減を図る。加えて他の行事・訓練についても、目的・目標を明確にし必要性を検討した上で取り組む。
マイスター制度の活用	消防ポンプ操法など、専門的な知識・技能を有し、指導技術に優れた消防団員をマイスターに認定し、消防団員の能力の向上と士気の高揚を図る。
常備消防と連携した訓練の実施	各分団と常備消防の各隊をペア指定し、相互の連携に必要な訓練を実施する。また、より消防団活動にやりがいを感じ、消防団としての能力向上に繋げるため、火災現場対応の一連の流れ（出動から帰署まで）を訓練内容に取り入れる。
分団の訓練推進体制の強化	分団指導員は、分団指導テキストを活用し放水技術や資機材の取扱要領などについて指導することで、所属の分団員がより消防団活動のやりがいを感じれるようにし、分団の災害対応能力の向上に繋げるよう取り組む。
人材育成のための派遣研修の実施	消防団員の現場指揮能力、災害現場活動能力及び士気の向上を図るため、広島県消防学校の消防団教育である幹部教育（上級幹部科・指揮幹部科）、専科教育（機関科）及び特別教育（一日入校）に消防団員を派遣する。
機能別団員制度等による平日日中における人員確保	被用者である消防団員の増加に伴い、平日日中の消防団員を確保するほか、経験豊富な消防団員・職員から技術を継承できる機会を確保するため、当該時間帯に在宅の可能性が高いＯＢ消防団員・ＯＢ消防職員を対象とした機能別団員の確保に取り組む。
女性市訓練指導員等を活用した訓練の実施	火災予防広報や応急手当指導などの女性消防隊の活動内容に沿った指導内容をより充実させるため、女性市訓練指導員を中心とした訓練・研修を実施する。

地域との連携強化

地域コミュニティとの関係性の強化に向けた取組	各区防災訓練やわがまち防災マップの作成など、自主防災組織主体の取組を積極的に支援するとともに、地域貢献制度を活用して、地域行事等を積極的に支援する。また消防団サポーターは、地域貢献などの地域との連携を強化するための取組を行う消防団員の支援にあたる。
今まで以上に地域に溶け込んだ広報活動の実施	地域活動の拠点でもある公民館や児童館等において、火災予防や防災に関する広報等に取り組む。また、各分団が地域活動で把握した火災予防広報や応急手当指導などのニーズに係る情報は、分団長から女性消防隊長に確実に伝え、地域ニーズに応じた広報等を実施する。
小学生等への防火防災教育の実施	小学校等と連携し、児童等に対し、初期消火訓練をはじめ、応急手当などの各種訓練を通じて、防火防災意識の向上を図る。また、消防団業務について豊富な知識・経験を有し、地域に長年居住又は勤務する機能別団員が関わることで、過去に土石流や洪水が発生した場所等地域特有の危険情報などに加え、その地域の歴史を伝えることができ教育効果が高まるため、積極的に機能別団員の出務を促す。

第４章　消防団員貸与被服の見直し

第１節　品目等の見直し

１　検討理由

物価上昇が進み、消防団員の被服・装備品を含めすべての経常経費の増額が厳しい状況においても、消防団業務に支障が生じないよう必要な被服を配布するため、貸与被服品目等の見直しを行う必要があります。

〈参考：物価上昇の例〉

項目	価格
R4 年度　夏活動服（上下セット）	25,000 円
R5 年度　夏活動服（上下セット）	27,900 円
R6 年度　夏活動服（上下セット）	36,500 円
R7 年度　夏活動服（上下セット）	41,250 円

12%up　46%up　65%up

※　単年度あたり必要経費の積算：2,753 人/6 年×41,250≒18,927,000 円
（貸与被服予算措置額（令和 6 年度）13,777,000 円）

２　検討内容

⑴　冬用活動服廃止

消防団員の被服に係る経費のうち購入費が最も大きいのは活動服（表１参照）です。これは活動服の単価もさることながら、各団員に夏用と冬用の２種類ある活動服を貸与していることが大きく起因してます。

新基準活動服（H26 年 2 月）を導入している９政令市のうち、７政令市は夏服・冬服を分けずに合服としている（表２参照）ことから、本市においても冬用の活動服を廃止、夏服を合服として引き続き使用することで、経費の削減が図れます。

⑵　制服貸与対象の見直し

現在、男性における制服は冬服、制帽、短靴及びネクタイを副分団長以上の階級に属するものに貸与し、夏服、夏帽については分団長以上の階級に属するものに貸与しています。そのため、冬服、制帽、短靴及びネクタイについても夏服等と同様、分団長以上の階級に属するものに貸与することに変更することで、経費の削減が図れます。

⑶　退職団員から返却された貸与被服の活用

貸与被服の納期に時間がかかるなど新品の貸与被服をすぐに配布できない場合に、退職団員から返却された被服を貸与できるようにするため、効率的な在庫管理をする必要があります。

⑷　活動状況に応じた活動服の追加配布

訓練指導員、ポンプ操法大会に出場する消防団員など、活動服の使用頻度が高い消防団員に活動服を追加配布することを検討してはどうかという意見がありました。

⑸　活動服の仕様変更（ジッパー式への導入）

費用面を比較した上で消防団員の意向を確認し、現行のボタン式からジッパー式の変更も検討してはどうかという意見がありました。

⑹　活動服購入費低減に向けた取組

特定の業者に発注しているのであれば競争入札にしたり、多くの業者が参入できるように

し競争が働くにするようにする必要もあると言う意見がありました。

【表１】貸与被服に関する価格比較（R５年度実績）

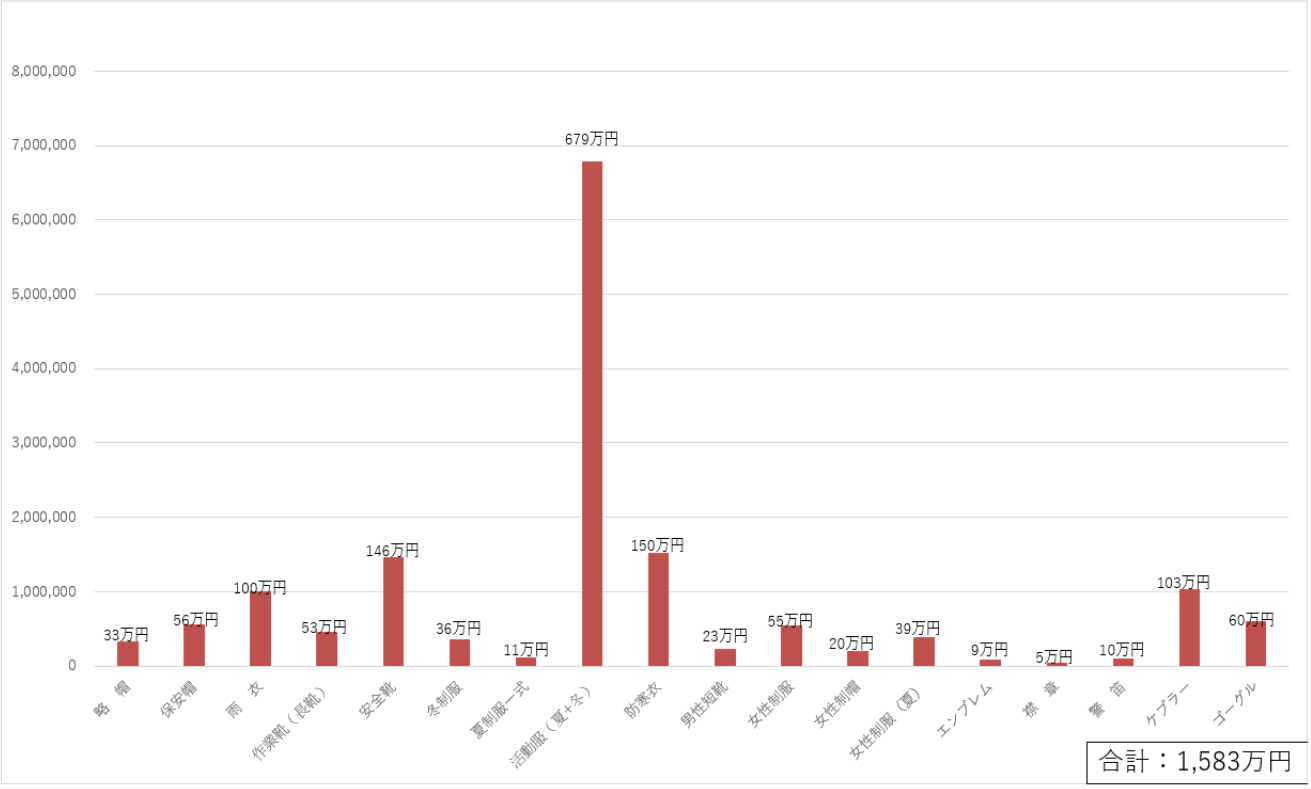

※各項目の数値は千円以下を四捨五入しているため、合計額と各項目の和は一致しない

【表２】他都市の状況（新基準活動服（H26 年 2 月）を導入している 9 政令市の状況）

区分	合服（1 種類）を配布	夏用・冬用（2 種類）を配布
広島市		○
仙台市	○	
横浜市	○	
静岡市		○
浜松市	○	
堺市	○	
岡山市	○	
北九州市	○	
熊本市	○	

第２節　女性消防団員の短靴の見直し

１　検討理由

「広島市消防団員の服制に関する規則」において、女性消防団員の短靴は「ローヒールのパンプス」と定めているが、防火訪問時や規律訓練時などの際支障が認められますので見直す必要があります。

２　検討内容

女性消防団員に配布する短靴について、常備消防の女性職員に配布する短靴「ローファー」に変更することで、上記支障が解消されます。

［見直しのイメージ］

区分	側面	後面
現行 ローヒールのパンプス		
見直し後 （イメージ） ローファー		

参考資料１

広島市消防団活性化計画に掲げる各種事業の検証結果と課題解決の方向性

各種事業の検証

・若い世代（１８歳～３０歳）の割合は少なく減少傾向にある。
・これまでの取組は認知度を高める効果が認められるものの、入団につながるであろう人に届いてない可能性がある。
・女性消防団員の分団配置についての検討に着手する必要がある。

・家庭やプライベートも大切にしながら消防団活動が継続できるよう、消防団活動の負担軽減を図る必要がある。
・消防団活動のやりがいを感じることができ、消防団として能力向上に繋がるよう、研修・訓練体制を充実する必要がある。
・被用者である消防団員の増加に伴い、平日日中における消防団員の確保を進める必要がある。

・地域における消防団への期待度が一層高まっていることを受け、今まで以上に地域との連携を強化するための取組を進める必要がある。
・基本団員の負担軽減を図りながら、小学校の授業に消防団による防火防災教育を取り入れてもらえるよう取り組んでいく必要がある。

課題解決の方向性

消防団員を確保するため

将来を担う若い人材の確保に有用な取組の推進
　消防団サポーター制度により若い人材を確保する。

入団に繋がるであろう人に届く認知度向上に向けた取組
　消防団活動や私的な活動を問わず地域団体の活動に積極的に関わり、地域の方に消防団活動に関心を持ってもらえるように取り組む。

女性消防団員の分団配置に向けた検討等
　女性消防団員を分団配置できるようにすることで現場活動を希望する女性の入団が期待できる。一方で分団配置に伴い整理すべき課題があることから、今後どのように対応していくかについて議論・検討を始める必要がある。

今まで以上にやりがいのある活動とするため

消防団活動の負担軽減
　ポンプ操法訓練の目的が達成できるよう達成度に応じた適切な訓練頻度にするなどについて、各団・各分団で検討を進める。

研修・訓練体制の充実
　ペア訓練の内容をより実践的にするとともに、分団指導員のための指導テキストの作成に取り組む。

平日日中における消防団員の確保
　機能別消防団員制度により平日日中の消防団員を確保する。

地域からの信頼を得るため

今まで以上に地域との連携を強化するための取組
　地域からの相談を受ける分団長からも消防団長に出務の可否の判断をできるようにすることで手順の簡素化に取り組む。

今まで以上に地域に溶けこんだ火災予防広報や応急手当指導の実施
　公民館や児童館での火災予防広報や応急手当指導に取り組む。

小学生等を対象とした防火防災教育の推進
　授業に消防団による防火防災教育を取り入れてもらえるよう小学校等と連携するとともに、機能別団員の出務について合意形成を進める。

検証体制の確立
　活性化計画見直し検討会による検討を継続実施する。

参考資料２

広島市消防団活性化計画推進本部設置要綱

（目　的）

第１条　平成 26 年 12 月に策定された「広島市消防団活性化計画」に掲げる各種事業を計画的かつ着実に実施するため、広島市消防団活性化計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所　掌）

第２条　推進本部は、次に掲げる事項について所掌する。

⑴　各種事業の企画及び実施に関すること。

⑵　関係機関等との協議・調整に関すること。

⑶　その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組　織）

第３条　推進本部の構成員は、次のとおりとする。

⑴　本部長　消防局消防団室長

⑵　本部員　各消防団長から推薦された消防団員２名、各消防署消防団担当者１名

（会　議）

第４条　推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

２　本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

３　本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶　務）

第５条　推進本部の庶務は、消防局消防団室において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年３月５日から施行する。